

住宅ローン「まるごと500」

(2025年8月1日現在)

1. 商品名	住宅ローン「まるごと500」										
2. お申込み いただける方	(1) お申込み時の年齢が満18歳以上満66歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方 (2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 (3) 安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方 (4) ご自宅もしくはお勤め先（事務所）が沖縄県内にある方 (5) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方 ※契約社員・パート社員・自営業・年金生活者の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。詳しくは窓口にてご確認ください。										
3. お使いみち	・申込人本人の居住用住宅の新築、購入（中古含む）リフォーム、宅地購入、太陽光発電システム等の設置費用 ・他行住宅ローンの借換え（当金庫でご利用中の住宅ローンの借換えはできません） <u>※次に該当する場合は、ご利用いただけません。</u> <u>①融資対象物件が借地権の場合 ②宅地購入のみの場合</u> ・ろうきん住宅ローンを利用する際に、他金融機関で返済中の無担保ローン（自動車・教育・カードローン等）を最高500万円まで合算して借換えできます。 <u>※個人事業主の場合、自動車ローン、カードローンおよびフリーローンの借換は対象外</u> <u>※負債整理資金、事業性資金および当金庫無担保ローンの借換は対象外</u> ・<u>資金使途に関して労働金庫に虚偽の申告をされた場合、融資金の全額をお返しいただきますのでご注意ください。</u>										
4. ご融資金額	・100万円以上、1億円以内（10万円単位）										
5. ご返済期間	・3年以上、40年以内										
6. ご融資金利	【変動金利型】 ・新規貸出金利は、融資実行日時点の金利を適用いたします。 ・貸出金の金利は、当金庫が定める労金変動型住宅ローンプライムレートを基準として毎年2回見直しさせていただきます。 ・見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。 <table border="1"> <tr> <td>(見直し基準日)</td><td>(見直し後利率適用日)</td><td>(見直し基準日)</td><td>(見直し後利率適用日)</td></tr> <tr> <td>4月1日</td><td>⇒ 7月約定返済日の翌日</td><td>10月1日</td><td>⇒ 翌年1月約定返済日の翌日</td></tr> </table> ・金利に変動があった場合でも、10月1日を5回経過するまでは、返済額は変更しません（元金返済分と利息分との割合を調整します）。			(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	4月1日	⇒ 7月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 翌年1月約定返済日の翌日
(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)								
4月1日	⇒ 7月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 翌年1月約定返済日の翌日								

	返済額は10月1日を5回経過した直後の2月約定返済日より変更されます。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。見直し前の返済額より多くなる場合の新返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とする返済額になります。なお、当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
7. ご返済方法	- ご返済方法につきましては、以下の2通りからお選びいただけます。 (1) 元利均等毎月返済 元利金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。 (2) 元利均等毎月・ボーナス併用返済 元利金を一定額にして、毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。 元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。
8. 保 証	- 保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 - ただし、収入合算者は連帯保証人（または連帯債務者）とします。 - 担保物件が共有名義または本人以外の名義である場合には、当該所有名義人を担保提供者兼連帯保証人とします。<u>※物上保証人の取扱いはできません。</u>
9. 保証料	保証料につきましては、当金庫が負担します。
10. 担 保	ご購入および所有される土地・建物等の不動産に、当金庫を第一順位とする普通抵当権の設定が必要です。
11. 団体信用生命保険	- ろうきん団体信用生命保険にご加入いただきます（保険料は当金庫が負担します）。 ろうきん団体信用生命保険とは、ローン返済途中でローン契約者（被保険者）が死亡もしくは高度障がいになった場合、当金庫が生命保険会社から受け取る保険金をもって、ローン契約者（被保険者）のローン債務の弁済に充当することを目的とした団体保険です。 ※お支払い事由の内容によっては保険金が支払われない場合がございます。 ※健康状態によっては団体信用生命保険へのご加入をお断りされる場合がございます。 ※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合がございます。 - ご希望により、以下の団体信用生命保険制度もご選択いただけます。その場合、保険料見合い相当分がお借入金利に上乗せされます。 (1) 夫婦連生団信—夫婦安心ささえ愛プラン— お借入金利に年0.1%上乗せした融資金利を適用します。 (2) がん団信（がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険）

	お借入金利に年0.1%上乗せした融資金利を適用します。 (3) 夫婦連生がん団信 お借入金利に年0.3%上乗せした融資金利を適用します。 (4) 就業不能保障団信 お借入金利に年0.1%上乗せした融資金利を適用します。 (5) 夫婦連生就業不能保障団信 お借入金利に年0.3%上乗せした融資金利を適用します。 (6) 3大疾病保証特約・障害特約付団体信用生命保険 お借入金利に年0.3%上乗せした融資金利を適用します。 ・なお、ろうきん団体信用生命保険にご加入できない方を対象とした「引受緩和団信」もございます。引受緩和団信を利用する場合は、お借入金利に年0.4%を上乗せした融資金利を適用します（夫婦連生団信や連帯債務者が複数名で加入することはできません）。 ※ご加入にあたっては年齢制限や生命保険会社の承諾等、条件がございます。詳しくは窓口にてご確認ください。
12. 火災保険	・建物には長期火災保険（火災共済）をおかけいただきます。 ・掛け金につきましては、お客様のご負担となります。
13. 手数料	・所定の融資取扱手数料をいただきます。その他に、融資にかかわる抵当権設定費用（司法書士報酬等含む）・印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書（残高等）発行や融資条件変更等の場合には別途手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。 ・繰上返済（全額返済を含む）手数料は無料です。
14. 苦情処理措置 （ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】0120-602-040 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く） なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.okinawa-rokin.or.jp

15. 紛争解決措置 （第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合）	・東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 ０１２０－１７７－２８８ お電話による受付時間 平日 午前 ９ 時～午後 ５ 時（祝日および当金庫の休日を除く）
16. その他	・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。 ・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ・<u>本商品は、住宅ローンにその他の資金使途が含まれることから、今後は民事再生（住宅特則）を適用することが出来なくなりますので、あらかじめご了承ください。</u> ※民事再生とは、住宅等の財産を維持したまま、住宅ローン以外のローンについて減免し、原則として3年間で分割して返済していく手続きであり、減免後の借金を完済すれば、住宅ローン以外の借金については法律上返済する義務が免除されるものです。